「救急病院（救急診療所）に関する新規（更新）申出書」記載要領

１　申出者住所及び氏名

　　国又は国に準ずる団体が開設する医療機関に関しては、管理者名で申し出を行っても差し支えありません。

２　病院・診療所の所在地

 県報に掲載するため、｢丁目｣、｢番地｣、｢号｣、「大字」等を略さずに正確に記入してください。

３　病院・診療所の名称

　　医療法に基づき開設許可又は届出された正式名称を記入してください。

４　機器設備

　　エックス線装置、心電図、輸血及び輸液のための設備、除細動器、酸素吸

　入装置、人工呼吸器は必須の設備です。これらの機器の名称、形式等を記載

　してください。

　　また、酸素吸入装置については、酸素の供給方法（病室にボンベを設置、

　各病室まで設置されている配管で対応等）を記入してください。

５　病床数

　　「救急専用病床」欄には、いわゆる救急病室の病床等専ら救急患者のために使用される病床を、「優先的に使用される病床」欄には、専用病床ではないが、救急患者のために一定数の病床が確保されているものを記入してください。

　　「救急専用病床」は、病院は２床以上、診療所は１床以上確保してください。

６　構造設備

　　外科を標榜していないなど救急手術室がない医療機関については、「救急手術室」欄を「救急処置室」に修正の上、設置場所の階を記入してください。

７　救急診療に従事する者の勤務体制

（１）人数については、区分ごとに平均的な勤務人数を記入してください。

　　　なお、（　）内には常勤の医師等の数を再掲してください。

　　　また、１日当たり人数を算出する際に整数にならない場合には、小数点以下を切り捨ててください。

（２）「診療日」欄の「昼間」には診療時間内の、「夜間」には診療時間外に勤務している医師等の人数を記入してください。

　　　「休診日」欄の「昼間」及び「夜間」については、「診療日」欄の「昼間」及び「夜間」に準じた時間に勤務している医師等の人数を記入してください。

（３）医師については、各区分の１日当たりの人数が１人以上となるようにしてください。

（４）「医師及び消防署等への連絡体制」欄には、医師等への緊急時の連絡方法並びに直ちに収容して診療する必要がある他の患者がいるため、救急隊の搬入する傷病者を収容し得ない場合等における消防署長等への事前の連絡方法及びその責任者を記入してください。

８　協力医療機関

　　救急病院（救急診療所）が救急隊により搬入された傷病者に対して対応可能な処置を施した後、転送の必要がある場合において、当該救急病院（救急診療所）の紹介により転送した当該患者を積極的に受け入れる医療機関を記入してください。

９　埼玉県救急医療情報システム使用状況

　　各医療機関における、埼玉県救急医療情報システムの使用状況について記入してください。